

救急外来における初診時の選定療養費について

当院では令和7年10月1日より、救急外来における初診患者の選定療養費（実費定額負担）を終日ご負担いただくこととなりました。
二次（三次）救急医療機関として、救急外来での重症患者の受け入れ体制維持と地域医療との機能分化促進のため、ご理解とご協力をお願いします。

初 診

令和7年10月1日から

7,700円（税込）

対象

・初診の際に他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診される場合

初診時選定療養費の徴収対象とならない場合

- 当院の他の診療科から院内紹介されて受診される場合
- 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
- 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診において、医師が緊急性を要すると判断した場合
- 治験協力者である場合
- 災害により被害を受けた方の場合
- 労働災害、公務災害、交通事故の方の場合
- 外来受診後、引き続き入院となった場合
- 治験協力、労災、公務災害、交通事故、健康診断などの場合
- 特定の障がい、疾病に関する公費負担制度受給中の方の場合（子ども医療、母子医療等除く）

皆さまのご理解とご協力を宜しくお願い致します。

JCHO中京病院